
令和4年 第120回（定例）新温泉町議会会議録（第4日）

令和4年12月19日（月曜日）

議事日程（第4号）

令和4年12月19日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第63号 但馬広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第3 議案第64号 新温泉町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第65号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第66号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第6 発議第5号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第67号 新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第68号 新温泉町印鑑条例及び新温泉町手数料条例の一部改正について
- 日程第9 議案第69号 新温泉町和泉谷残土処分場事業基金条例の制定について
- 日程第10 議案第70号 （仮称）新温泉町味原川文化伝承館整備工事請負変更契約の締結について
- 日程第11 議案第71号 令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について
- 日程第12 議案第72号 令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第73号 令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第14 議案第74号 令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第15 議案第75号 令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第76号 令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第77号 令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第18 議案第78号 令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第19 議案第79号 令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について

- 日程第20 議案第80号 令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について
日程第21 請願第2号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件の請願書
日程第22 議員派遣について
日程第23 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 諸報告
日程第2 議案第63号 但馬広域行政事務組合理約の変更について
日程第3 議案第64号 新温泉町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第4 議案第65号 新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第5 議案第66号 新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第6 発議第5号 新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
日程第7 議案第67号 新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第8 議案第68号 新温泉町印鑑条例及び新温泉町手数料条例の一部改正について
日程第9 議案第69号 新温泉町和泉谷残土処分場事業基金条例の制定について
日程第10 議案第70号 （仮称）新温泉町味原川文化伝承館整備工事請負変更契約の締結について
日程第11 議案第71号 令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について
日程第12 議案第72号 令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第13 議案第73号 令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
日程第14 議案第74号 令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
日程第15 議案第75号 令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について
日程第16 議案第76号 令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について
日程第17 議案第77号 令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第18 議案第78号 令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について
日程第19 議案第79号 令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）に

ついて

日程第20 議案第80号 令和4年度新温泉町一般会計補正予算(第6号)について

日程第21 請願第2号 消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件の請願書

追加日程第1 意見書案第2号 特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書の提出について

日程第22 議員派遣について

日程第23 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員(15名)

1番 中村 茂君	3番 岡坂 遼太君
4番 澤田 俊之君	5番 米田 雅代君
6番 森田 善幸君	7番 浜田 直子君
8番 河越 忠志君	9番 重本 静男君
10番 竹内 敬一郎君	11番 岩本 修作君
12番 池田 宜広君	13番 中井 勝君
14番 中井 次郎君	15番 小林 俊之君
16番 宮本 泰男君	

欠席議員(1名)

2番 西村 龍平君

欠員(なし)

事務局出席職員職氏名

局長 島木 正和君 書記 小林 正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長 西村 銀三君	副町長 西村 徹君
教育長 西村 松代君	温泉総合支所長 西澤 要君
牧場公園園長 小野 量就君	総務課長 中井 勇人君
企画課長 水田 賢治君	税務課長 中村 裕君
町民安全課長 小谷 豊君	健康福祉課長 朝野 繁君
商工観光課長 福井 崇弘君	農林水産課長 原 憲一君
建設課長 松井 豊茂君	上下水道課長 井上 陽一君
浜坂病院事務長 宇野 喜代美君	介護老人保健施設ささゆり事務長 山本 幸治君

会計管理者 …………… 山 本 輝 之君 こども教育課長 ……… 中 島 昌 彦君
生涯教育課長 …………… 谷 淵 朝 子君 調整担当 …………… 森 田 忠 浩君
代表監査委員 …………… 島 田 信 夫君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（宮本 泰男君） 皆さん、おはようございます。

第 1 2 0 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ、また大雪の中、御出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、その結果の報告と、提出議案であります条例の改正、補正予算など議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶といたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 0 2 分休憩

.....

午前 9 時 0 4 分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員の皆様、おはようございます。

定例会第 4 日目の開会に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

休会中には各委員会におきまして、終始熱心に御審議いただき、御指導を賜りましたこと、厚くお礼を申し上げます。

本日定例会は、条例案 6 件、事件案 2 件、一般会計、特別会計並びに企業会計に係る補正予算案と、さらに追加議案としまして一般会計補正予算案 1 件を御提案申し上げるものであります。

議員各位におかれましては、慎重御審議を賜りますようお願いを申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） ただいまの出席議員は 1 4 名です。定足数に達しておりますので、第 1 2 0 回新温泉町議会定例会 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

日程第 1 諸報告

○議長（宮本 泰男君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る12月8日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として、各常任委員会が開催されておりますので、それぞれ委員長から報告をお願いいたします。

初めに、総務産建常任委員会が12月12日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

竹内委員長。

○総務産建常任委員会委員長（竹内敬一郎君） 総務産建常任委員会の報告をいたします。

12月12日に開催し、牧場公園課、農林水産課、建設課、税務課、商工観光課、企画課、総務課、議会事務局の所管事務調査を行いました。

最初は、牧場公園課です。協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）の1件です。主なものは、電気料金高騰による光熱水費の増額によるものです。委員会として了承しました。

次に、農林水産課です。協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）の1件です。農業生産コスト低減緊急対策事業については、肥料高騰等により影響を受けている農業者、団体に対し、生産コスト低減に資する機械導入の支援を実施するものです。塩山地区県単独補助治山事業の工法変更については、土質試験の結果から法枠工と併せて鉄筋挿入工の施工が必要であるため、工事費を増額するものです。小三尾東防波堤補修工事の実施計画については、事業費の予算の不足が生じるため、増額するものです。増額の主な理由は、捨て石、被覆石単価の増額等によるものです。委員会として了承しました。

次に、建設課です。報告事項は4件です。主なものを報告します。令和4年度町道除雪計画については、一部の路線で委託業者、機械の変更はありますが、昨年度からの大きな変更はありません。新温泉町トンネル長寿命化修繕計画の概要については、トンネルの長寿命化修繕計画を策定し、効率的、効果的な管理を行うものです。新温泉町が管理する桃観トンネル、塩谷トンネル、城山トンネル、3か所の定期点検を実施しています。漏水や材質劣化に伴う浮き、剝離は数か所見られていますが、いずれもトンネルの構造に影響のある損傷ではないとのこと。協議事項は3件です。新温泉町和泉谷残土処分場事業基金条例の制定について、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）については、いずれも委員会として了承しました。

次に、税務課です。報告事項は2件です。証明書のコンビニ交付については、住民の利便性向上のため、コンビニエンスストアでマイナンバーカードを利用した証明書の発行を行うものです。令和5年3月に開始予定となっております。協議事項は、令和4年度

新温泉町一般会計補正予算（第5号）についての1件です。委員会として了承しました。

次に、商工観光課です。報告事項は3件です。主なものを報告します。但馬海岸遊覧船の航路廃止については、遊覧船運航事業者から、令和4年12月末で航路を廃止するとの報告を受けています。町での航路継承は現実的に不可能であるため、浮き栈橋については撤去が予定されています。ネットで公開してはとの質疑があり、研究するとの答弁でした。各指標のKPI値の設定については、目標値についての質疑があり、総合計画に基づいて目標値を設定しているとの答弁でした。協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）についての1件でした。委員会として了承しました。

次に、企画課です。報告事項は4件です。新温泉町ケーブルテレビジョン整備事業については、委員会資料を御清覧ください。公式自治体SNSアプリシステムについては、LINEアプリの機能を拡張し、住民生活の利便性向上を図るものです。令和4年12月26日開始予定です。広報1月号でお知らせすることになっています。協議事項は2件です。但馬広域行政事務組合規約の変更については、豊岡市役所内にある現在の事務所を豊岡健康福祉センター、豊岡市城南町23番6号に移転するものです。委員会として了承しました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）については、委員会として了承しました。

次に、総務課です。報告事項は3件です。新温泉町財政計画の人件費について質疑がありました。今後、職員の定年引上げにより、新規採用に影響があるのではないかと、また定数はどうなるのかとの質疑に対し、新規採用は考えている、定数は一時的に増えるとの答弁でした。協議事項は6件です。新温泉町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、令和5年4月から職員の定年を1歳ずつ段階的に引き上げ、最終的には65歳とするものです。このため、定年退職者は2年に一度生じます。委員会として了承しました。新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正について、新温泉町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に対する条例の一部改正について、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）については、いずれも委員会として了承しました。

次に、議会事務局です。協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）の1件です。委員会として了承しました。

次に、要望書です。令和5年度新温泉町商工会並びに中小企業振興政策に係る要望については、当局に対し適切な対応を要請することになりました。

閉会中の継続審査を、10件について、議長に申し出ることとしました。

以上、総務産建委員会の報告といたします。

○議長（宮本 泰男君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

これをもって質疑を終わります。

竹内委員長、ありがとうございました。

次に、民生教育常任委員会が12月14日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

浜田委員長。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 失礼いたします。民生教育常任委員会の報告をいたします。

開催日時は令和4年12月14日です。所管事務調査はこども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院、ささゆりの6課です。

事務調査内容は各課とも報告事項と協議事項です。各課の報告事項につきまして、課ごとに報告いたします。

まず、こども教育課です。報告事項は3件ありました。主なものを報告いたします。3項目めのひょうごTECHイノベーションプロジェクトの実施状況についてです。令和4年度開始の兵庫県の新規事業です。社会問題、地域課題について、県内の事業者の技術などを活用し課題解決を行うもので、新温泉町は子供が安心できる鳥獣対策を求め、鹿等の侵入から学校生活を守りたいとし、夢が丘中学校の鹿被害が町内各学校園で最もひどく、昼間も鹿の活動がグラウンド周辺でも多く、危険であり、大量の糞の始末にも困っていたので、電気柵に頼らない防除方法の提案解決を求め公募し、採択されました。実験の内容は、鹿の侵入を防ぐため、2台1組の超音波スピーカー6組、ライブカメラをグラウンド周辺に設置し、監視し、糞の量で成果を評価します。状況としては、鹿は超音波による忌避効果は認められ、糞も1日平均、設置前は946グラムから設置後は74グラムと10分の1以下となり、日中の出没もなくなり、安心してグラウンドが使えるようになった。現在は効果の検証のため、スピーカーの台数を減らして、1月末まで実証実験する予定とありました。質疑がありました。ほかの施設で予定しているのかとの問いに、予定はしていない、町の経費負担は幾らかとの問いに、質疑に、デモンストレーション機を使っているの、現在費用はかかっていないとありました。詳細は資料を御清覧ください。協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）についてです。委員会として了承いたしました。

次に、生涯教育課です。協議事項2件です。1の令和5年新温泉町二十歳のつどいについてです。113名の対象者のうち83名の出席予定があり、コロナの状況により内容の変更もあり得るとの説明を受けました。2の（仮称）新温泉町味原川文化伝承館の名称については質疑がありました。名称が長いのでの問いに、散逸が危惧される歴史文化資料を収集し、整理、調査、研究などのための施設として新温泉町文化財センター、味原川地区の歴史文化の拠点として新温泉町の魅力づくりと地域コミュニティーの向上

を図るため、味原川文化伝承館とする。地域おこし協力隊についての問いに、文化財の整理、補修、伝承を行っていくために募集を行いたいとありました。協議事項として、（仮称）新温泉町味原川文化伝承館整備工事請負契約の締結についての説明を受けました。質疑がありました。男子トイレを多機能トイレにしてはどうかとの問いに、トイレも改修することになったが、改築のため設計士と相談したが、限られたスペースで難しいとありました。採択の結果、賛成4、反対3で委員会として了承しました。協議事項は、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）についてです。宇都野神社一帯が県指定天然記念物となっており、根等が露出し、危険な状態になっていると町に相談があり、県に相談した結果、伐採すべきということになった。県と町と宇都野神社で3分の1をそれぞれで支払う。伐採予定はシイノキとサカキです。委員会として了承しました。詳細は資料を御清覧ください。

町民安全課です。協議事項2件。新温泉町印鑑条例及び新温泉町手数料条例の一部改正について、住民の利便性を上げるためコンビニエンスストアでも住民票などのサービスが行えるシステムについて説明を受けました。質疑がありました。窓口とコンビニエンスストアの手数料については同額を予定しているということでした。ガバメントクラウドの一つかとの問いに、今後更新するために調整中であるという答弁でした。委員会として了承いたしました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）についてです。委員会として了承いたしました。

次に、健康福祉課です。報告事項4件、協議事項5件です。報告事項は4件です。2の新温泉町介護保険高額介護サービス費の算定誤りについては、対象者は2名で、申請が必要かと質疑がありました。町で補助金として申請が必要なので、町が行き、書いてもらうようにすると答弁がありました。協議事項5件です、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）について、介護職員の宿舍施設整備についてと岸田出張診療所オンライン資格確認の導入について説明を受けました。委員会として了承しました。令和4年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、令和4年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、いずれも委員会として了承いたしました。令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、追加議案の説明を受けました。国が予定している出産・子育て応援交付金事業について説明を受けました。令和4年度出産時に、妊娠5万円、出産時5万円と合わせて10万円給付が予定されています。国が6分の5で、町が6分の1の補助率です。システム導入については、国が全額補助です。当町においては現金での支給を予定しているとありました。委員会として了承しました。詳細は資料を御清覧ください。

次に、上下水道課です。報告1件、協議事項3件です。報告事項は、泥水濁水事故報告についてありました。協議事項、令和4年度新温泉町温泉配湯特別会計補正予算（第2号）について、令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、令和

4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、いずれも委員会として了承いたしました。詳細は資料を御清覧ください。

次に、公立浜坂病院介護老人保健施設ささゆりです。協議事項1件ありました。令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について、委員会として了承いたしました。

請願について協議いたしました。紹介職員からあった、消費者被害を防止、救済するため、特定商取引の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件を委員会として採択し、意見書を森田議員の紹介で、賛成者、岡坂議員、米田議員の下、提出することになりました。

閉会中の継続調査について9項目を委員会として了承し、議長に申し出ることといたしました。

以上で民生教育常任委員会報告とさせていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

これをもって質疑を終わります。

浜田委員長、ありがとうございました。

次に、議会運営委員会が12月8日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

中井委員長。

○議会運営委員会委員長（中井 次郎君） それでは、議会運営委員会の御報告をさせていただきます。

協議事項がございまして、第120回新温泉町議会定例議会の提出議案についてということで、町長の提出追加議案について1件追加議案が出ております。

次に、協議事項の2として、閉会中の継続調査申出については、次期議会開催に関する事例について、第2に、議長の諮問に関する調査研究について、第3に、議長の臨時会招集請求権の付与について、以上3点について議長に申出をすることと決まりました。以上であります。

○議長（宮本 泰男君） 中井委員長、ありがとうございました。

日程第2 議案第63号

○議長（宮本 泰男君） 日程第2、議案第63号、但馬広域行政事務組合規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、但馬広域行政事務組合の事務所の位置の変更に伴い、規約の変更の御提案を申し上げます。

内容につきまして、企画課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 水田企画課長。

○企画課長（水田 賢治君） それでは、議案第63号、但馬広域行政事務組合規約の変更について説明をさせていただきます。

提案理由は、但馬広域行政事務組合の事務所の位置を変更するための規約変更につきまして、地方自治法の規定により構成市町それぞれで同文議決を行うものでございます。

説明の都合上、審議資料の1ページをお開きをいただきたいと思います。但馬広域行政事務組合規約の新旧対照表をつけさせていただいております。左側が現行、右側が改正案です。第3条、組合の事務所の位置につきまして、下線部分を改正するものです。現行では兵庫県豊岡市中央町2番4号とあるものを、改正案では兵庫県豊岡市城南町23番6号といたします。

但馬広域行政事務組合の事務所は、平成28年8月29日から豊岡市役所の4階において業務を行っておりましたが、このたび豊岡市の組織改編に伴い、本庁舎の事務スペースを確保する必要があるため、事務所を改正案の住所に所在します豊岡健康福祉センターへ移転するものでございます。

改正規約の本文に返っていただきまして、附則といたしまして、この規約は令和5年4月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第64号

○議長（宮本 泰男君） 日程第3、議案第64号、新温泉町職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年引上げ等について関係条例を整備するため、条例の制定を御提案申し上げるものがあります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第64号について御説明いたします。説明の都合上、審議資料30ページを御覧ください。

条例の概要について説明いたします。まず、1、制定の趣旨ですが、地方公務員法等の一部改正に伴い、国家公務員に準じて職員の定年年齢を引き上げるなど、職員の定年等に関する条例その他の関係条例の規定の整備をするものです。

次に、2、定年年齢の引上げの趣旨では、少子高齢化が急速に進展し、若年労働力人口の減少が続いている中で、複雑高度化する行政課題に的確に対応し、質の高い行政サービスを維持していく必要がありますので、定年年齢の引上げにより、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代の職員に知識、技術、経験等を継承しようとするものです。

次に、3、この条例で整備する主な内容です。まず、(1)定年年齢の引上げにつきましては、イメージ図でお示ししていますように、令和5年4月から職員の定年を1歳ずつ段階的に引き上げ、最終的には65歳とします。このため、結果的に定年退職者が2年に一度しか生じないこととなります。なお、医師及び歯科医師は現行の定年が68歳のため、定年を70歳とします。

次に、31ページの管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制を導入いたします。組織の新陳代謝を確保し、その活力を維持するため、副課長級以上の職を占める職員については、原則として60歳に達した日以後の最初の4月1日、特定日に管理職以外の職に降任します。ただし、次に掲げる場合には、特定日以後も引き続き管理職として任用することを可能とします。

アとして、職務の遂行上、特別なプロジェクトの継続が必要な場合などの特別な事情や職務の特殊性により、そのポストの欠員の補充が困難な場合には、管理職として引き続き留任させることは可能となり、その場合の期間は最長3年です。

次に、イとして、職務の内容が相互に類似する複数の管理職で、職員の年齢構成その他のこれらの欠員を容易に補充することができない特別な事情があるものを特定の管理監督職グループとして、これに属する管理職の場合は、管理職に引き続き留任させるか、同一のグループに属する他の管理職に降任または転任することが可能となります。

次に、(3)定年前再任用短時間勤務制の導入では、定年年齢の引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中で、60歳に達した日以後、引き上げられた

定年前に退職した職員について、本人の意向を踏まえ、定年前再任用短時間勤務職員として短時間勤務の職に採用することが可能となります。

なお、勤務時間、給与の仕組み等は現行の再任用短時間勤務職員と同様になります。また、現行の再任用職員制度については、廃止となりますが、令和13年度末の定年年齢の段階的な引上げ完了時まで、暫定再任用職員制度に移行して残ることになります。

次に、(4)特定日以後の給与等の取扱いですが、60歳を超える4月1日、いわゆる特定日以後の職員の給料月額、当分の間、特定日前に受けていた給料月額の7割水準となります。イメージ図で説明しますと、左側の行政職5級64号給38万2,900円を特定日前の給料月額としますと、役職定年後はそこから降格して、真ん中の行政職4級93号給となり、その7割の26万6,700円となるところ、当分の間は特定日前の給料月額を基準とするため、その差額である右側の管理監督職上限年齢調整額1,300円が加算されて、26万8,000円が給料月額になるというイメージになります。

次に、退職手当につきましては、32ページになりますが、当分の間、特定日以後で引き上げられた定年退職日前に退職した場合であっても、定年退職した場合に適用される支給率により算定いたします。

次に、情報提供・意思確認制度の新設により、任命権者は、当分の間、職員の60歳到達日が属する年度の前の年度に60歳到達日以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を提供するものとし、職員の60歳到達日の翌日以後の勤務の意思を確認するよう努めるものとします。

次に、4の条例の主な改正内容について、改正する条例としまして、新温泉町職員の定年等に関する条例から新温泉町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例までの9本と、廃止する条例が新温泉町職員の再任用に関する条例、これの1本、これらをまとめて1つの条例として、条立てにより規定する条例を制定するものです。条例の施行日は令和5年4月1日になります。

次に、審議資料2ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。左側が現行、右側が改正案です。まず、第1条関係として、新温泉町職員の定年等に関する条例の新旧対照表です。先ほど説明しました概要の、給与の取扱い以外についての内容を反映した改正になります。下線部分が改正箇所です。改正案では、新たに目次を加え、章立てにしています。第1条を第1章、総則として、第2章、定年制度の第3条と第4条で改正を行い、4ページの第3章以降は新たに条を追加しております。第3章、管理監督職勤務上限年齢制では、第6条から7ページ中段の11条までを追加し、第4章、定年前再任用短時間勤務制について、第12条と8ページの第13条を、第5章、雑則として、第14条を追加しています。あと、附則として、定年に関する経過措置と情報の提供及び勤務の意思の確認の2項を追加しています。

めくっていただいて、10ページ、第2条関係としまして、新温泉町職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例新旧対照表です。特定日前に減給された場合の

特定日後における規定を整備しています。

次に、11ページ、第3条関係、新温泉町職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例では、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をしています。

次に、13ページ、第4条関係、新温泉町職員の育児休業等に関する条例では、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定の整備をしております。

次に、15ページです。第5条関係、新温泉町職員の給与に関する条例では、定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定及び原則として特定日以後の給料月額を7割水準とする規定の整備をしております。

次に、28ページです。第6条関係、新温泉町職員等の旅費に関する条例、第7条関係、新温泉町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例、29ページの第8条関係、新温泉町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例につきましては、いずれも定年前再任用短時間勤務制の導入に伴う規定の整備をするものです。第9条関係、新温泉町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例では、再任用制度の廃止に伴う規定及び管理監督職勤務上限年齢の特例任用に該当する職員に係る規定の整備をしています。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧ください。第1条で、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第11条の規定は公布の日から施行するとしており、第2条以降第16条まで、それぞれの関係条例の改正に伴う経過措置を規定しております。

第17条では、その他の経過措置の規則への委任を規定しています。

説明は以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 今回の改正について、人事院の勧告ということなんですけれども、当然その勧告の内容については、こういった条例の例文等、あるいは基準等が示されているんじゃないかと思うんですけれども、本町に当たって、今回の改正が、何かオリジナルな部分が含まれているのかどうか、その辺りについてお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 今回の内容につきましては、法律に基づく、もともと国家公務員法の改正に伴い地方公務員法が改正され、それに準じた形で条例を整備いたしておりますので、特に町独自のというものはございません。

○議長（宮本 泰男君） そのほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 6 5 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 4、議案第 6 5 号、新温泉町職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 4 年 8 月 8 日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第 6 5 号について御説明いたします。説明の都合上、審議資料 7 2 ページを御覧ください。

人事院による給与勧告の骨子について説明いたします。勧告の内容としまして、最初の四角で囲った部分に記載のとおり、3 年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げとなり、初任給及び若年層の俸給月額引上げとボーナスを 0.1 0 月分引き上げるというものです。

給与勧告制度の基本的考え方では、この勧告は、労働基本権制約の代償措置として、また、社会一般情勢に適応した適正な給与を確保する機能を有するもので、国家公務員の給与水準を民間企業従業員の給与水準と均衡させることを基本に行っています。

中段より下の、2、給与改定の内容と考え方のところですが、まず、月例給について、①行政職俸給表（一）では、初任給を大卒程度で 3,000 円、高卒者で 4,000 円の引上げを行うものです。これを踏まえ、30 代半ばまでの職員が在職する号俸について改正をし、平均改定率は全体で 0.3 % となります。級ごとの改定率は記載のとおりです。それから、②その他の俸給表は、行政職俸給表（一）との均衡を基本に改定するものです。

次に、73 ページのボーナスのところですが、4 年度の 6 月期の勤勉手当は支給済みですので、12 月期を現行 0.95 月分から 0.10 月分引き上げて 1.05 月分とし、5 年度以降は 6 月期と 12 月期が均等になるように 1.00 月とするものです。実施時期は、月例給が令和 4 年 4 月 1 日、ボーナスは法律の公布日となっております。

それでは、33ページに戻っていただき、条例の新旧対照表です。まず、第1条関係として、条例第28条第2項に勤勉手当の支給割合が規定されており、下線部分が改正部分となります。第1号で、再任用職員以外の職員について0.10月分引き上げて、100分の95を100分の105に、第2号では、再任用職員について0.05月分引き上げて、100分の45を100分の50に改めます。

別表第1、行政職給料表から38ページの別表第2、医療職（Ⅰ）給料表、41ページ、別表3、医療職（Ⅱ）給料表、45ページ、別表4、医療職（Ⅲ）給料表について、先ほどの給与改定の内容に基づき改正いたします。

次に、52ページを御覧ください。第2条関係として、令和5年度以降、条例第28条、勤勉手当を6月期と12月期が均等になるように、同条第2項第1号では100分の105を100分の100に、第2号では100分の50を100分の47.5に改めるものです。

次に、関連する規則、53ページの新温泉町職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について、56ページの新旧対照表を御覧ください。第1条関係として、第79条第2号及び第3号で、勤勉手当の成績率を国の基準の改正に伴い改正します。また、別表第7では、ア、行政職、イ、医療職（Ⅰ）及びウ、医療職（Ⅱ）の給料表について、2級昇格時の号給対応表を改正します。

59ページの第2条関係としまして、第79条、勤勉手当の成績率を6月期と12月期が均等になるよう改めます。

55ページに戻っていただき、附則で、施行期日は、第1条第1項で公布の日から施行し、第2条の規定は令和5年4月1日から施行します。第2項で、別表第7については令和4年4月1日から適用し、第3項で、成績率は令和4年12月1日から適用するとしております。第2条は経過措置を規定しています。

次に、60ページの、新温泉町技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について、手当は一般職に準ずることになっておりますので、給料表のみを改正するものです。65ページから71ページまでが別表第1、給料表の新旧対照表です。64ページを御覧いただきまして、附則で、この規則は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するとするものです。また、第2項で給与の内払い、第3項で委任について規定をしています。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧ください。第1条第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行すると規定しており、第2項では、別表第1、給料表の改正は令和4年4月1日から適用し、第3項では、第1条の規定による改正後の勤勉手当は令和4年12月1日から適用するとしております。第2条では、支給済みの給与は改正後の給与の内払いとみなし、第3条では規則への委任を定めています。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第66号

○議長（宮本 泰男君） 日程第5、議案第66号、新温泉町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和4年8月8日の人事院勧告に鑑み、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 議案第66号について御説明いたします。

この議案は職員の条例改正と同様ですが、特別職の場合は、ボーナスが期末手当に一本化されていますので、12月の期末手当の率を0.10月分引き上げて、5年度以降の6月、12月が均等になるよう2段階に改正するものです。

説明の都合上、審議資料74ページを御覧ください。条例の新旧対照表です。まず、第1条関係として、条例第4条第3項に期末手当の支給割合が規定されており、第3項第1号から第4号まで、期末手当支給基準日以前6か月以内の在職期間に応じた期末手当の支給割合を規定しております。第1号が全期間在職した場合の支給割合で、100分の210を0.10月分引き上げて、100分の220に改め、以下、第2号から第4号までは、各号に記載の在職期間に応じて、順に0.8、0.6、0.3を全期間在職した場合の支給割合に乗じたものになります。

次に、第2条関係として、令和5年度以降について、6月と12月の均衡を図るために、在職期間に応じて改正を行うものです。第1号では、100分の220を100分の215に、以下、第2号から第4号までは、第1条関係と同様に在職期間に応じて、順に0.8、0.6、0.3を第1号の支給割合に乗じたものになります。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧ください。条例第1項で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行すると規定し、第2項で、第1条の規定による改正後の期末手当の規定は、令和4年12月1日から適用するとしています。第2条では、支給済みの期末手当は改正後の期末手当の内払いとみなすと定めております。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6 発議第5号

○議長（宮本 泰男君） 日程第6、発議第5号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） それでは、発議第5号、新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について提出させていただきます。

本件につきましては、さきの議案第66号と共通する部分があるんですが、今年的人事院勧告に基づいて改正するものであります。説明の都合上、審議資料83ページを御覧いただきたいと思います。

失礼しました。先ほどの一部改正についての発議第5号の裏面には、新温泉町議会議員報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正する条例案をつけております。今回の改正につきましては、第1条、第2条に分けて改正するものであります。

審議資料83ページにその第1条、第2条関係をつけておるんですが、1点目の第1条関係で、議員報酬の点を改正いたします。従来、現行議員報酬、アンダーラインの部分を、今回改正案として、第2条第2項アンダーライン、その選挙された日から、議員はその職に就いた日から日割計算により支給する。月割り計算を日割計算にしてくるという内容でありますし、3号では、「又は議会の解散によりその職を離れたときは、そ

の日までについて日割計算により、死亡したときは、その日の属する月までの議員報酬を支給する」と。これについては、国の流れなり、そういう部分から今回改正することになったものであります。

続いて、期末手当の部分であります。特別職と同じような、同じというか、そういう内容の改正であります。5条で、現行、左手ですが、改正案として6か月以上、6か月、これについては通常の支給でありまして、あと、2号、3号、4号につきましては、期間率によって下がっていると、下がっているというか、こういうふうな規定になっております。それから、2条関係であります。これについては、1条関係で上げたものを通常の支給率に戻すと、簡単に言えば、そういうふうな内容であります。令和4年度として上げたやつを、また令和5年度に元に返すと、失礼しました、6月と12月に元に振り分けるというふうな内容であります。以上のような改正案であります。

条例の本文に返っていただきまして、附則といたしまして、第1条、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。2項、第1条の規定による改正後の新温泉町議会の議員報酬及び費用弁償に関する条例第5条第2項の規定は、令和4年12月1日から適用する。また、第2条としまして、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の新温泉町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすと、そういうふうな附則をつけてるところであります。

以上、説明、提案とさせていただきます。御協力よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「議長、暫時休憩をお願いします」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前10時05分休憩

午前10時07分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じて、再開いたします。

そのほか、質疑ありませんね。

〔質疑なし〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終わります。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。10時20分まで。

午前10時07分休憩

午前10時20分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開します。

日程第7 議案第67号

○議長（宮本 泰男君） 日程第7、議案第67号、新温泉町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和4年8月8日の人事院勧告に関し、常勤職員の改正にかかわらず、会計年度任用職員の給料及び報酬について、令和5年4月1日より適用するため、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、説明の都合上、審議資料75ページ、条例の新旧対照表を御覧ください。

会計年度任用職員の給料等につきましては、職員の給与条例を準用する規定になっておりますので、附則に第4項として、会計年度任用職員の給料等については、常勤職員の改正にかかわらず、令和5年3月31日まで現行のままとする内容を規定するものです。改正案としまして、条例第3条の常勤職員の給与に準ずる規定にかかわらず、フルタイム会計年度任用職員の給料月額、新温泉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例第1条の規定による改正前の給与条例第7条第1項に規定する給料表の例によることとし、パートタイム会計年度任用職員の報酬についても改正前の給料表の例による規定とするため、同項中第3条から第5条とあるのは、第4条、第5条及び附則第4項とするという内容を追加するものです。また、勤勉手当については、条例に支給規定がないため該当しません。

それでは、条例本文に戻っていただきまして、附則を御覧ください。この条例は、新温泉町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の公布の日から施行するとのものです。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 6 8 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 8、議案第 6 8 号、新温泉町印鑑条例及び新温泉町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、個人番号カードを利用し、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付を可能とするため、所要の改正を御提案申し上げるものがあります。

内容につきまして、町民安全課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） それでは、議案第 6 8 号、条例の一部改正について説明を申し上げます。提案理由は、ただいま町長が申し上げたとおりでございます。

説明の都合上、審議資料 7 8 ページをお開きください。まず、改正の概要について簡単に説明をさせていただきます。1 番の改正の概要についてでございます。住民の利便性向上のため、全国の主要コンビニエンスストアの店舗に設置されている多機能端末から、個人番号カードを用いて印鑑登録証明書等の各種証明書が取得できるコンビニ交付サービスを令和 5 年 3 月から実施するものでございます。コンビニ交付サービス開始に伴い、関係する条例の一部を改正するものでございます。

2 番目の取扱証明書は、戸籍証明書のほか、記載のとおりでございます。

3 番目の発行方法は、個人番号カードをコンビニエンスストアに設置されている多機能端末にセットし、画面の説明に従い機器を操作し、発行するものでございます。利用の際には、個人番号カード交付時に設定した利用者証明用電子証明書の暗証番号の入力が必要となります。

4 番目の取扱店舗は、多機能端末が設置されている全国のコンビニエンスストアでございます。

5番目の利用可能時間は、午前6時30分から午後11時まででございます。ただし、年末年始及び保守点検日は利用ができません。

次に、審議資料79ページを御覧ください。証明書交付の仕組みと流れについて説明をさせていただきます。図の左から、それぞれ角丸のとおり住民、コンビニエンスストア、証明書交付センター、地方公共団体となっております。3番目の証明書交付センターは、地方公共団体情報システム機構が構築、運営しているものでございます。

それでは、順を追って説明いたします。まず、①です。住民の申請者は、マイナンバーカードをコンビニエンスストアの多機能端末にセットし、画面の説明に従い交付要求をいたします。②では、コンビニエンスストアから申請情報が証明書交付センターへ送信されます。次に、③では、証明書交付センターから申請情報が住所地地方公共団体に送信されます。次に、④で、地方公共団体から証明書情報が証明書交付センターに送信されます。次に、⑤で、証明書交付センターから証明書情報と偽造防止情報がコンビニエンスストアへ送信されます。次に、⑥では、住民の申請者は証明手数料を多機能端末から納付いたします。次に、⑦では、多機能端末から証明書が印刷され、申請住民は証明書を受け取ります。次に、⑧では、コンビニエンスストアから証明手数料が証明書交付センターへ送金されます。次に、⑨で証明書交付センターから証明手数料が住所地の地方公共団体に送金されます。次に、⑩では、地方公共団体から取扱手数料が証明書交付センターに送金されます。最後に、⑪では、証明書交付センターから取扱手数料がコンビニエンスストアへ送金されます。なお、⑨の証明手数料の送金は、月締めで送金をされます。また、⑩の取扱手数料も、1件117円が月締めで請求をされます。各種証明書の手数料の額は、一番左の住民欄に記載のとおりでございます。

コンビニ交付サービスについては以上のとおりでございますが、法律で規定されていない印鑑条例と手数料条例について、所要の改正を行うものでございます。

次に、審議資料76ページを御覧ください。印鑑条例の新旧対照表でございます。14条に印鑑証明のコンビニ交付をするための項を追加するものでございます。また、審議資料77ページでは、手数料条例の別表22の項の印鑑登録証明書交付手数料に印鑑条例で追加した項を加えるものでございます。

それでは、条例本文にお戻りください。附則で、この条例は公布の日から起算して三月を超えない範囲において規則で定める日から施行するものでございます。さきに説明しましたとおり、令和5年3月からの開始を予定しておりますところでございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 初歩的な質問ですが、このコンビニ交付で、コンビニという定義は24時間営業とか、そういうことはあるんでしょうか。24時間していな

いところもあったりするし、加えて、町内でいえば、何か所にその多機能端末はあるんでしょうか。多機能端末の設置は町じゃないですよ、何とかセンターになるのかな。だから、その機械に対する保守なんかも、そのセンターがするということになるんでしょうか。それから、印鑑手帳の扱いについてはどういうふうになるんでしょうか。以上。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） コンビニエンスストアは3か所ございますけども、ちょっと多機能端末があるかどうかまで、全てあるかどうかまではちょっと確認をいたしておりません。確認をさせていただきます。

あと、保守については、それぞれのコンビニエンスストアの機械でございますので、それぞれのコンビニエンスストアが行っていくということでございますし、システム全体の保守はJ-LISが行うということでございます。

あと、印鑑登録証については、窓口で交付する際に必要でございます。コンビニエンスストアでは、それに代わるものとしてマイナンバーカードを利用するというところでございます。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） ということは、手帳については従来どおり、窓口の交付のために必要ということ。だから、手帳がなくても、例えば今のマイナンバーカードを持っていけば、窓口で交付が受けれるかどうか、その辺りも確認しましょうかね。

それで、3月からということ、来年の3月ですから、僕は今現在、多機能端末がどれだっていうことはちょっと僕も分からないんだけど、これから設置されるということ。少なくとも全てに入ればいいけど、例えば、湯村の中にコンビニあるんだけど、あれはコンビニって言えるかどうかちょっと分かんですけど、サービスを受けれるコンビニはここここですよぐらいのことは事前に周知できたほうが、どうせこの内容っていうのは広報で書きますから、ちゃんと調べて周知するように求めておきたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 多機能端末についてはコンビニエンスストアが設置するというものでございますので、私のほうがそのものを購入してつけるというようなものではございません。

それから、広報等でまた町内のコンビニエンスストア、どこで取れるというようなことは、また改めて周知をさせていただきたいと思います。

それから、先ほどちょっと答弁のほうで24時間営業できるかというようなことで、そういうコンビニエンスストアもあるがということでございましたけども、運営については朝6時30分から11時ということで、システム等の更新がございますので、基本はこの範囲内ということで、これより早く閉められるコンビニエンスストアがあるかどうかはちょっと分からないわけですけども、基本はこの時間でコンビニエンスストアが開いている時間ということになってございます。以上です。（「印鑑手帳」と呼ぶ者あ

り)

すみません、あと、印鑑手帳については、現行は窓口では印鑑登録があるかどうかと
いうことを確認するために手帳を提示いただいているということでございます。登録さ
れてない方については、手帳をお持ちでないというのが今の窓口での対応でございます。
マイナンバーカードに情報があるわけでございますし、本人確認はできるわけですが
も、現在、窓口のシステムでカード、印鑑登録証を直接読み取ってするというようなシ
ステムがございませんので、今後のシステム構築等と併せて、他の事例等を研究しなが
ら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され
ました。

日程第 9 議案第 6 9 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 9、議案第 6 9 号、新温泉町和泉谷残土処分場事業基金
条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、残土処分場事業等に充てることを目的と
した基金を設置するため、条例制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、建設課長が説明いたします。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 議案第 6 9 号、新温泉町和泉谷残土処分場事業基金条例の
制定について説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の 8 0 ページを御覧ください。まず、1 つ目の条例制定の理
由でございますが、和泉谷残土処分場の経営計画に基づき、主に後年度の残土処分場事
業及び残土処分場に関連する事業に充てることを目的とした基金を設置するため、条例
を制定するものです。

2 つ目の条例の内容でございます。1 点目としまして、基金の設置に関すること、2
点目といたしまして、基金として積み立てる額に関すること、3 点目としまして、基金
に属する現金の管理に関すること、4 点目としまして、基金に属する現金を預け入れ等

している場合の保険事故発生時の借入債務と預金等に係る債権の相殺のための取崩しに関すること、5点目としまして、基金の運用から生ずる収益の基金繰入れに関すること、6点目といたしまして、基金の処分に関すること、7点目としまして、基金に属する現金の繰替え運用に関することを明記しております。

3つ目ですが、条例の施行期日は公布の日としております。

4つ目の実施事業といたしまして、残土処分場事業としては、場内整地工事、場内施設の新設及び更新等を想定しています。また、その他残土処分場に関連する事業としまして、受入れ終了後の環境整備等を想定しています。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） この基金ですね、制定理由として、主に後年度の残土処分場事業及び残土処分場に関連する事業に充てると、4番の実施事業で残土処分場事業として場内の整地、場内設備の新設、更新、その他残土処分場に関連する事業とあるんですけど、これを建設するとき生じた、地方債を発行して建設資金を充てたと思うんですが、その返済等はここの基金から払うということでしょうか。ちょっとその辺りの詳細を教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 基金創設まで、これまでは一般会計への繰り出し等で対応しておりましたが、基金創設後は、基金の中からの繰り出しということで対応していくものと考えております。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） そうすると、もう一般会計を通さずに、基金から残土処分場特別会計に繰り入れをして、そこから地方債の返済を行うということでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 起債償還につきましては、一般会計のほうで償還をすることになると思いますので、財源としましては、残土処分場の使用料があれば、それを充てる、手法としては一般会計に繰り入れて、それに充てる、もしくは基金から充当するというふうになるかと思えます。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 今の答えからいうと、じゃあ、返済は基金からもするかもしれないし、使用料というのは、まず一旦、残土処分場会計に、特別会計に入るわけですね。それを一般会計に繰り入れして返済を行うパターンと、処分場会計から基金会計に繰り入れて、そこから返済する年に、また基金から処分場会計に繰り出して返済するっていう、2パターンがあるというふうに解釈してよろしいでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） すみません、少し確認してから答弁させていただきます。

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前10時46分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 申し訳ございません。先ほどの答弁を訂正させていただきます。起債償還につきましては、残土会計でそのまま返済しますので、財源としましては、残土会計からの使用料、もしくは基金ということですので、一般会計は通らないということで、残土会計で直接行うということでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第70号

○議長（宮本 泰男君） 日程第10、議案第70号、（仮称）新温泉町味原川文化伝承館整備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町味原川文化伝承館整備工事の請負変更契約を締結するにつき、新温泉町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容につきまして、生涯教育課長が説明いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） それでは、議案第70号、（仮称）新温泉町味原川文化伝承館整備工事請負変更契約の締結につきまして説明をさせていただきます。

説明の都合上、審議資料の81ページをお開きいただきたいと思います。今現在、こ

の工事につきましては、既存建物を改修中のごさいますて、外部改修工事と、それから解体工事がほぼ終了しまして、内部のほうの工事に入っておるところでございます。今回、この工事の変更理由につきましては、1番に上げております玄関軒天井部材の劣化が確認されましたので、塗装を変更しまして張り替えを行いたいというものです。2つ目としまして、トイレにつきましては、今回の改修工事が進む中で、利用者の利便性を再考したこと、また、外壁工事の追加工事がなかったことなどにより、機能向上のための追加工事をお願いするものでございます。また、外部改修塗装工事完了による補修部分の減を含んでおります。

2番目の変更内容でございます。建築工事につきましては、トイレ部分の床のかさ上げ、それから、ビニール床シート張り、壁化粧板貼り、そして、玄関軒天井につきましては、アルミスパンドレル貼り、トイレの電気設備工事につきましては、ダウンライト3台に変更をしております。衛生器具設備工事、こちらにつきましてはトイレでございますが、追加で手洗い場、鏡、男子小便器、流しを更新をしております。また、外部改修塗装工事につきましては、補修部分が減となっております。

次のページにつきましては、この変更内容の図面をつけておりますので、また御清覧いただきたいと思っております。

議案に戻っていただきまして、1、契約の目的、(仮称)新温泉町味原川文化伝承館整備工事。2、契約の方法、随意契約。3、契約の金額、284万200円増となりまして、全体額が8,424万200円となります。4、契約の相手方は、兵庫県美方郡新温泉町芦屋338番地の1、株本建設工業株式会社代表取締役社長、株本寛。以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長(宮本 泰男君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

14番、中井次郎君。

○議員(14番 中井 次郎君) 何点か、ちょっとお尋ねをいたします。今回の変更理由について書いておりますけども、外部改修塗装工事完了による補修部分の減っているのは、これはこの審議資料の82ページを見ますと、②、いわゆる新規アルミスパンドレル貼り、また、工法を変えたことになるわけでしょうか。いわゆる塗り替えの工法を変えたことによって、いわゆる減が生じたという形になるのでしょうか。

それと、伝承館っていう意味ですから、普通の収蔵庫ではないと思うんですけども、その場合に、この図面からどこに展示される余地があるのか。そこで見せる部分っていうか、これまでにいただいた、寄附されたとか、買ったとか、そういう文化財があると思うんですけども、それをこのスペースの中で、どこの部屋で見せるような感じに、町民に見ていただくような感じがあるのでしょうか。ちょっとそこら辺のところ、あれしてください。

それと、トイレについては、要はどうなんだろう、和式から洋式に基本的に変わる

ってということなんですか。今現在がどういうトイレの状況で、今度新しくどう変わっていくのかお尋ねいたします。この3つ。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 変更理由の3番目の外部改修塗装工事完了による補修部分の減につきましては、外壁タイルのタイル面の張り替え、外壁のコーナータイルの補修部分、それから、タイルモルタル面浮き部分の補修、その面積が減ったことによりまして、ここの金額のほうは少し減額になったということで上げさせていただいております。

そして、上の玄関軒天井部材のほうにつきましては、玄関の軒天の天井部分、塗装工事を予定しておったんですけども、その部分の板の劣化が進んでいるということが判明しましたので、部材を取替えをいたしたいということでもあります。

また、展示部分につきましては、ここ、1階の平面図をつけさせていただいておりますが、入ったここの表示でいきますと、ロビーのところについて、壁際のほうにレールを張りまして、そのレールにポスター等の展示を行うことを考えております。また、整理研究室につきましては2階となりますので、そちらのほうで、研究成果発表としての講演会等は2階で開催することを計画いたしております。

トイレにつきましては、男子トイレ、従来のトイレと大きくは変わっておりません。男子トイレの小便器のほうは2つあったものを1つにしております。当初の設計のほうでいきますと、和式トイレの、大便の和式のほうを洋式にただけとなっておりますが、今回変更で上げさせていただいたものにつきましては、便器の取替え、鏡の取替え、小便器の取替えを新たに追加させていただいております。

○議長（宮本 泰男君） 14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） あれですね、要は外装、外部のいわゆる改修塗装については、一応は工法によるいわゆる精算だという話になりますね、どうも今、説明聞いてたら。それと、展示室については、展示室っていうよりも、壁1枚ですか、このロビーの、それが一応展示をしようと思えばできるという程度のことになる、ということなんですか。その点をお尋ねをいたします。

それから、トイレについては私も聞きましたけども、今現在がどういう状態なのか、いわゆる和式でやられてるのか、それとも洋式でやられてるのか、和式のトイレを洋式に変えるという形なのか、その変更に基づく、いわゆる今回の変更契約であるかということなんですけど。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 展示につきましては、展示室という形ではなく、先ほど説明をさせていただきましたが、ロビーにポスター等を展示することとしております。

また、トイレにつきましては、従来、男子トイレ、女子トイレとも和式の便器を設置しておりましたのを洋式に変えることは当初の設計書のとおりでございますが、今回新

たに男子小便器、それから手洗い場、鏡、流しを更新させていただくものでございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） 古いというか、新築じゃありませんから、ようけ要望なりができない分があるんですが、そもそもこの建物、1階部分ですから、車椅子とかそういうものが入れる床構造というか、そういうふうになってるかどうかということをやっと確認したいと思いますし、あわせて、今の時代がユニバーサルデザインって言って、障がい者にも優しいとか、使いやすい、トイレなんか安心安全の象徴ですから、それに対する配慮というか、そういうものが何かちゃんとできてるのかなということをやっと確認させてください。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 御質問いただきましたユニバーサルデザイン、また、車椅子の対応につきましては、既存建物の活用というところでなかなか難しい点がございまして、車椅子につきましても、ロビーについては出入りは可能でございますが、トイレの出入口のドアが狭い関係上、中に入りにくい状況がございます。というような状況でございます。

○議長（宮本 泰男君） 1番、中村茂君。

○議員（1番 中村 茂君） じゃあ、車椅子については、ロビーは入れるけど、その奥の廊下からかけて、トイレには入りにくい、入れない、入りにくいということなんでしょうかね。これ、90ぐらいありそうやから、何とかいけそうだと思うんだけど、その辺りは実際そういうことを気にされて改修したのかなと。鉄骨ですから、そんな簡単に間取りを変えるのかってしんどいと思うんだけど、その辺の配慮を気にされたかどうかということ。それで、できればやっぱりトイレ、今、例えばコンビニでも、女子とその他っていったら変だけど、多目的なようなトイレのつくりっていうのを結構一般化してきた部分があります。だから、たくさん投資してという気はしないんですけど、最低限、車椅子で入っても何とかいけるといふようなところまで、やっぱり考えてほしいなと、そんな思いを持ってその質問しております。その辺の可能性はどうかなということをやめて確認させてください。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 福祉のまちづくり条例もございますので、ユニバーサルデザインっていうことは考慮しないといけないということは十分考えておりましたが、ここのトイレの設計士と協議の中で、このトイレの出入口のドアが幅が狭いので、車椅子といいましても、少し広いものから狭いものがあるかとは思いますが、なかなか入れないということで、ここについてはそのドアの撤去などというのはちょっと難しいということで来た状況でございます。職員のほうで何とかトイレ利用につきまして支援する方法が取れたらとは考えております。ただ、今現在、コンビニ等でもいろんなトイレ

のデザインがあります。多機能トイレっていうところがどんどん増えてきている状況であります。また、新築でございましたら、その点は十分配慮、必要だとは考えておりますが、今回はこの限られた中での改修ということで、御理解をお願いいたしたいと思っております。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） ちょっと確認をさせてください。これ、味原川文化伝承館とはいうものの、収蔵庫というようなことで説明を受けて議会承認したんですけども、用途変更の確認申請は行われているのでしょうか。その確認が1点。

今回の補正なんですけども、得意の追加、随意契約ですよ、かかることがないようにしますという、たしか町長の答弁は何回も聞きました。今回280万円だから、これは軽微な変更なんかなっていうふうに思いながら、設計段階でこういう用途変更できなかったのかなど。いわゆる設計がちょっと抜かっただということですよ、追加するということは。その確認ができなかったのかなってというのがちょっと不審に思って、お聞きしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 1階のその図面にありますとおり、収蔵室と書いておりますが、こちらの収蔵室につきましては、収蔵室があるわけでございますが、2階の各部屋につきましては調査研究ということで、用途をする中で文化財を活用する施設ということで、この建築用途は事務所ということで、用途変更はいたしておりません。

また、当初の随意契約ということで、当初に見込めなかったという御指摘のところでございますが、限られた予算の中で何とかこの工事を行いたいというところで、収蔵室のこの機能のところを重要視、それから、あくまでも改修というところで、既存施設を最大限有効活用というところの設計を設計士と予算の範囲内で協議する結果、トイレにつきましては、床のかさ上げ、それから壁の張りなどが見込めなかった状況がありましたので、また、当初の打合せの中では、外壁につきましてもめくってみないと分からないというようなところもありまして、ぎりぎりのところで設計のほうをお願いした状況がございますので、御理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 13番、中井勝君。

○議員（13番 中井 勝君） 用途変更は要らなかったということですけど、でも、議会では収蔵庫の改修というような提案でしたよね。結局は収蔵庫は使ってるんですよ、使うんですよ。でも、用途は変更しなくてもいいということですけど、私的にはどうでもいいっていうふうには思うんですけども、できたらこれ、会検対象ですから、多分、後から会検が入られて、いや、これ、用途変更が必要だったよ、補助金返還してよってというようなことにならないように、ちゃんと裏だけは取ってほしいと思います。

あとの追加工事、めくってみんと分からんというのは分かりましたけども、トイレなんか、見たら分かりますよね、多分。ああ、ここは必要だな、改修がっていうのは。別にトイレはめくってみんでも、ドアさえ開ければ、トイレの構造は分かるはずですよ。それが今になってからこんなことになるのかなと思って、すごく不信感を抱いております。でも、なけなしのお金でやってるということを一生懸命、課長言ってますから、もうこれ以上は多分追加はないんでしょうから、なるべくなら、初めから、どうせ追加するんだったら、この追加分も合わせて契約するときに予定しといたら、別に問題はなかったんじゃないかなというふうに思います。十分気をつけて提案なりしてほしいというふうに思います。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 用途変更につきましても、会検対象となるということをご考慮しまして、こちらも使用用途、収蔵庫、それから2階の研修室の使用用途を詳しく説明しまして、設計士、それから県のほうとも確認を取っております。

また、御指摘のように、当初から必要なトイレの設計であったということでございます。限られた予算の範囲でなかなか補修部分、外壁の塗装も、めくってみて新たに追加工事が発生した場合を考慮を入れた結果でございますが、必要なものは当初に入れるということ、今後十分考慮していきたいと考えております。

○議長（宮本 泰男君） いいですか。

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） ありませんね。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

8番、討論あり。

まず、本案に対して反対者の発言を許します。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 議案第70号、（仮称）新温泉町味原川文化伝承館整備工事請負変更契約の締結に反対の立場で討論させていただきます。

さきの12月14日に開催された民生教育常任委員会において、この施設整備の在り方が一般の方の来場を想定するよう変更されたことを前提として、当初、改修の対象とされていなかった、トイレの在り方の変更を伴わない内装だけの改修を主とする変更に関する疑問の声が投げかけられ、さらに施設の用途上、車椅子対応のトイレ機能改善等が行われるべきではないかとの意見も出されました。建築設計を業とする私としては、本年3月議会で本件工事に係る8,822万円が令和3年度補正予算として可決され、その後、8,140万円の工事請負契約を承認した時点で、予算残により、施設の目的に即したトイレ改修を思いつかなかったことに大変申し訳ない気持ちでいっぱいになりました。兵庫県まちづくり条例では、この施設は展示スペース等対象部分の面積が小さいため、車

椅子対応のトイレの要求はありません。しかし、味原川景観形成地区内の周遊コースの拠点としての位置づけが当局から示されてきた施設です。つまり、トイレ使用だけでも受け入れるべき公衆トイレ的な機能を有する施設を目指すべきではないでしょうか。

議案にある変更契約には、トイレの多機能化改善は全くないと言っても過言ではありません。既存施設の改修であっても、人権尊重を掲げる町として、車椅子での利用もできず、赤ちゃん連れがおむつ交換のためにトイレに立ち寄れない施設で終わらせてしまっては、誰一人取り残されないまちづくりや、誰にでも優しいまちづくりにはなりません。来訪者を歓迎する町にもなりません。そこで、一瞬立ち止まって、工期及び予算を含む多くの条件下で可能な最善の策を講ずるべきではないかと考えます。業者の協力があれば可能だと思います。工期は2月末日です。事務処理を考えても、多少の余裕は残されているはずですが。

本案をこのまま可決すれば、改めてトイレ機能を改善しようとするれば、一部機能の再利用は可能かもしれませんが、今回改修された床、壁、天井、間仕切り、設備機器は全て撤去しなければなりません。その時点で、本議案の可決の誤り以外に再改修に取り組む説明はできなくなると思います。議会が最善を尽くすことをせず、将来の可能性を断つ判断をしたこととなります。工期がなかったとのことは理由にはならないと思います。

私は技術者として現場の状況を推察した上で、当局にその意思があれば、年明け早々に新たな改善を含む変更契約の提案が可能だと思っています。議会も対応する十分な価値があるものと考えます。万一、迅速な提案ができなくても、別の機会にトイレの改善ができる可能性を残せます。議場からは全ての予定を立てることはできませんが、トイレの改善を目指すためには、議案の性質上、反対する以外に選択肢はありません。議会としてまちづくりを一步進めるために、皆様の勇気ある御賛同をお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 次に、本案に対し、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔賛成討論なし〕

○議長（宮本 泰男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） これで討論は終わります。

これから本案を採決いたします。

採決は起立によって行います。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（宮本 泰男君） 起立多数、11名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（宮本 泰男君） 日程第11、議案第71号、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和4年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明申し上げたとおりであります。よろしくお願いたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。

質疑はありませんか。

8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 総務産建常任委員会の資料にあります塩山地区の県単の治山事業の工法変更についてお尋ねしたいと思います。

この資料の3ページに断面図が描かれてて、こういう格好の改修をするということになってるんですけども、この図面の法面の上側に家屋のような記載があります。旧温泉町の地域については都市計画区域外です。ただ、旧浜坂町は都市計画区域内、例えばこの家屋を建て替えるとすれば、旧浜坂町ではこの建物は恐らく建築できません。温泉の場合は確認申請が不要なので、建ってしまえば、建てれるということになるかと思えます。

家屋が建ってることを前提として、この改修は実際に家屋の維持の上で安全と言えるのか。家屋が建っている場合は宅地造成法という規制があって、宅地造成法が規制がない場合であっても、建築確認についてはこの安全性が求められます。この断面に斜めの線が右側のほうに出てる。これ、多分30度の角度かなと思ったりするんですけども、違うかもしれません、ちょっと大きいのか分かりませんが。ただ、少なくともこの上の建物の……。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君、補正予算のページと科目、項目を述べてから質問してください。

○議員（8番 河越 忠志君） 17ページの林業振興事業の14節の工事請負費の予算かと推察してますけれども、間違ったら改めて指摘してください。その内容についての改善について、この鉄筋挿入工だけで上の家屋が保てるようなことが設計の中に織り込まれてるのかなということをお聞きしたいのと、あと、あわせて、業務を進める中で土質試験が新たに起こってる。当初、設計する場合に、土質試験、先に調査されてやられるのかなと思ってんですけど、途中でされて変わったというあたりの経緯についてもお聞かせいただきたいなと思えます。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 塩山地区の治山事業についてでございます。総務産建常任委員会で提出いたしました資料の中の断面図の関係で御質問がございました。法面の上部に家屋らしき表示があるということで、建物が実際、法面の上部にございまして、それを表示しておるものでございます。

今回、この法面の安定を図る目的でこの県単補助の治山事業を活用した治山工事を計画したものでございますが、工事箇所の斜面の不安定土塊、地滑りを起こす要因となる土塊の深さを簡易動的コーン貫入試験という土質試験によって調査をいたしました。どの程度の不安定な土塊がどの程度の深さで存在してるかというものを調査するものでございますが、この深さが2メートル以上分布しているという結果になりました。具体的には2.1メートルから3.4メートルという深さで分布しているということで、これは当初、9月補正のときにこの土質試験も含めた詳細な調査の委託料を補正をお願いしまして、予算をいただいて実施した調査になるわけなんです。改めて法枠工が必要という判断の中で工法の変更を検討し、さらに、この法枠工で法面の安定を図れるかということを確認するための土質試験ということでございます。

先ほどのコーン試験、土質試験を実施した結果、2メートル以上の不安定な土層があるということで、法枠工のみでは法面の安定を図れない、鉄筋挿入工の必要があるという判断の下にこのたび設計変更が必要となったということで、工法の変更をお願いしたものでございます。

当然、この法面の崩壊等がございましたら、上部の建物のほうにも影響があるということになるかと思えます。そういった状況でございます。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） 私の質問の中身は、この法面を安定させたときに、この工事をして、この上の建物が安全な形の構造が担保されてるか。工事をしてなければ、してなかったから駄目だったねということはあるかもしれませんが。ただ、工事をしたけれども、安全でないということになると、果たして行政が上の建物が建ってるという状況の中で、ちゃんとした工事になってるのかなっていう。上に建物がなかったり、建物が建たないような場所であれば、法面のほうだけということになるのかなと思えます。

だから、例えば上にある家屋の荷重を計算されてるのかな。あるいは、ここは旧温泉町の区域ですから、都市計画区域内ではないので、建物、建ってしまっても全然問題ないということにはなるんですけども、工事をせっかくされてる中で、安全が担保できるものが求められるのではないかといったことの配慮がされてるのかなと。

もう一つ言えば、安全性を上げるということの中で、この断面図の左側でいくと、下の部分の膨れた部分を取って施工するような形になってます。右側は現況のままに貼り付けるような格好になっています。この出っ張った部分はあるほうが安全なのか、ないほうが安全なのか。下の部分の擁壁が当初の設計にはあります。今回にはありません。

ここの表示は石積みのような感じもするんですけども、ここの内容がちょっと分からないので、果たしてモルタルの吹きつけだけでいいのかなということを含めて、その安全性の確保はどういった基準でされているのかなというあたりをお聞きできますでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） まず、上部の建物の荷重等が今回の設計で計算に加味されているのかどうかという部分ですが、すみません、委託の計算、安定計算の内容をちょっと確認をさせていただきまして、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。

次に、法面の下部の擁壁の関係ですが、今回、法枠工に鉄筋挿入工を加えることによりまして、法面の安定が図れるという判断から、擁壁工を削除しまして、代わりに表面的な保護ということでモルタル吹きつけ工に変更したということでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 暫時休憩します。

午前 11 時 31 分休憩

午前 11 時 34 分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じて、再開いたします。

河越議員の答弁、まだかかりますので、そのほかの質疑があればお願いします。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） ちょっと 3 点ほどお尋ねします。

まず、歳入の補正ですが、先ほどもちょっと残土処分場のことを質問しましたが、繰入金で浜坂地区残土処分場事業特別会計より 4 億 9,902 万 5,000 円が 3 億 3,644 万 6,000 円の減額になっております。これ多分、基金設立のために減額になったのじゃないかと思うんですが、じゃあ、もともと一般会計に入れようとしていた 3 億 3,644 万 6,000 円の用途っていうものは、もともとどうするようなために一般会計に入れられたのかお尋ねします。

それから、7 ページ、ケーブルテレビ費ですが、人件費が若干減って、人事異動によるものということですが、本日、当初の、休憩中の質問にもあったように、休日に故障があったり、それから、今後また更新事業が始まると思うんですが、こういったことに対応できる人事編成になっているのか、その辺りを教えてください。

それから、19 ページの土木費の道路橋梁維持費、14 節工事請負費ですが、説明資料には門田橋ほか 7 橋梁という形になっておりまして、財源見ると、国、県の支出金が 7,818 万円と、一般財源が 256 万円減額になっとるんですが、ちょっとこの辺りの説明をお願いします。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 残土処分場の繰入金の関係です。当初に基金条例を設立し

ておけば、前回の補正する時点でその基金に積立てということができたわけですが、それができなかったという部分で、一旦一般会計に入れて、一般会計のほうでは財政調整繰入金等の調整をしながら歳入歳出の帳尻を合わせていたということで、このたび基金条例を設立するというので、基金に積み立てるという部分で、一般会計から残土に戻したということでございます。

○議長（宮本 泰男君） 西澤総合支所長。

○温泉総合支所長（西澤 要君） 次に、ケーブルテレビの御質問をいただきました。人事の編成のほうにつきましては、ケーブルテレビの技術員のほうで技術的な内容については対応いたしているところでございますが、今回の事故におきましては、当初メーカーのほうとやり取りをする中で、ケーブルテレビ係で対応できることがないかというところで、機械の操作であったりとか行っておりましたが、機器の故障ということになりましたので、その点におきましてはメーカーのほうの手助けが必要ということでございます。

通常的人事においては、そういった軽微な内容については対応できる人事編成だというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 橋梁の修繕工事の予算の関係でございます。国の第2次補正予算がございまして、この中で、今年度当初、予定しておりました橋梁の修繕工事、これに係る工事費が当初より増額になるということが判明いたしましたので、今回補正要望を行っております。必要となる工事費が7,560万9,000円、これが補助金での支出分ということで、それに対する歳入の部分が7,818万8,000円ということで要望しているものです。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） そうしましたら、最初の残土処分の件ですが、この当初といえますか、前回の補正で入れた分も合わせて、その分については一般会計に入れたが、後ほど残土処分場のほうに戻して、いろんな事業に充てる、だが、基金がないから一般会計のほうに入れたという形でしょうか。

それと、ケーブルテレビですが、今後、NTT西日本と仮契約というようなことで、今後更新事業に入ってくるんですが、そういったことも併せて、人事体制は大丈夫でしょうかということ再度聞きます。

それと、あと、土木費の部分ですが、工事請負費が7,560万円で、国、県の支出金はそれよりも多いわけですが、この辺の整合性はどうなんでしょうか、お尋ねします。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） 残土処分場の基金につきましては、議員言われるとおりでございます。

○議長（宮本 泰男君） 西澤総合支所長。

○温泉総合支所長（西澤 要君） 現在、ケーブルテレビ更新事業に係るプロポーザルの実施におきましては、企画課と連携を取りながら、地域振興課とともに実施いたしているところでございます。その点におきまして、人事のほうでは大丈夫だというふうに考えております。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 修繕工事の予算につきましては、年度当初分からこれまで実施済みの工事請負費がございます。ということで、残りの予算の中で、今回補正で増額で必要となる部分の差引き分が今回の支出分ということになっております。

○議長（宮本 泰男君） 西村副町長。

○副町長（西村 徹君） 2点目の御質問で、今回人事異動ということでありました。年度途中という状況の中で、諸事情を勘案し、適材適所を念頭にさせていただいたところでございます。これからプロポーザルを踏まえての事業執行ということについては、企画課であったり、そういった関係課との連携を図ることによって推進をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。

暫時休憩します。

午前 11時43分休憩

午後 1時00分再開

○議長（宮本 泰男君） 休憩を閉じ、再開いたします。

まず、午前中の答弁漏れにつきまして、町民安全課長から答弁します。

小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 午前中の議案の中で、コンビニエンスストア3店舗ということではございましたけども、その3店舗、いずれも多機能端末があるということでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 続いて、答弁漏れにつきまして、農林水産課長から答弁します。
原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 午前中の治山事業に関する御質問についての答弁です。確認に時間が大変かかり、申し訳ございません。

法面の上部にある建物の荷重等について、設計で対応できてるかという御質問の内容でございました。結論から申し上げますと、建物の荷重を考慮した上で計算を行っております。通常、安全率というものを設定する際に、現状を1.0としまして、対策を講じることによって安全率を上げていくということになりますが、今回、建物の荷重を考慮した上で、この安全率を1.2まで上げております。建物がない場合、これを1.1まで上げれば満足するわけですが、建物があることによって、1.2まで安全率を上げることに

よって対策を講じているということでございます。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 8番、河越忠志君。

○議員（8番 河越 忠志君） それぞれの基準、例えば道路の擁壁の基準であったり、先ほどお話しさせてもらった宅地造成法の基準であったり、それぞれ違います。そういったことの中で、確認申請がここは要らないのでチェックがないわけですが、そういった意味の中で、今後のこととして、新温泉町内で同じように例えば施設を建てる云々ということが想定されるのであれば、一定の宅地としての強度っていうのは求めていくべきではないかなと思ってるんですけども、この安全率というものについては、基準の中で、土木構造物ということの中の、言わば宅地的な扱いではなくて、そういったものについての安全率だというふうに私は受け取ってるんですけども、そういったことの中で、今後、様々なケースについて検討される必要があるんじゃないかなと思いますので、その辺りについて、今後についてはそういったことを勘案されながら需要の、設計依頼といえますか、そういったことを含めた検討をお願いしたいと思います。

○議長（宮本 泰男君） 原農林水産課長。

○農林水産課長（原 憲一君） 今回の対策工につきましては、現状の建物がある前提での対策工を講じているということでございますので、現状を勘案してと、建物がある前提でということでの対策となっております。すみません、答弁になってるかちょっと分かりませんが、そういった状況でございます。（発言する者あり）

○議長（宮本 泰男君） 3回目終わってますから。

そのほかありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午後1時04分休憩

午後1時05分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

ただいま休憩中に御協議をいただきましたとおり、議案第72号から議案第79号までの令和4年度特別会計及び公営企業会計8会計の補正予算につきましては、一括上程

し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第 1 2 議案第 7 2 号 から 日程第 1 9 議案第 7 9 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 1 2、議案第 7 2 号、令和 4 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程第 1 3、議案第 7 3 号、令和 4 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 4、議案第 7 4 号、令和 4 年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、日程第 1 5、議案第 7 5 号、令和 4 年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第 4 号）について、日程第 1 6、議案第 7 6 号、令和 4 年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 7、議案第 7 7 号、令和 4 年度新温泉町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 8、議案第 7 8 号、令和 4 年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、日程第 1 9、議案第 7 9 号、令和 4 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）についてを一括議題といたします。

上程議題に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第 7 2 号、令和 4 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）についてから議案第 7 9 号、令和 4 年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第 2 号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 内容につきましては、休憩中に担当課長から説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第 7 2 号、令和 4 年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第 7 3 号、令和 4 年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第74号、令和4年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第75号、令和4年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 4ページ、歳出の積立金6億594万6,000円と27節の繰出金の減ですね、3億3,644万円、一般会計繰出金。先ほど、基金を設置するためにこういった措置が行われたわけですが、この積立金の6億円、これの積算根拠といますか、そういうものがもしあれば御説明をお願いします。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） 積立金6億594万6,000円の根拠でございます。まず、現状の予算の中で、一般会計の繰出金といたしまして4億9,902万5,000円ございます。これに対しまして、建設改良費として繰り入れておりました分、1億6,257万9,000円を差引きをして、さらに、今回、使用料の増となります2億6,950万円を足しまして、プラス・マイナスで6億594万6,000円ということになっております。

○議長（宮本 泰男君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） ちょっと先ほども基金のときに聞いたんですが、じゃあ、この積立金の中から、地方債の償還が始まったら、ここから出すという認識でよろしいでしょうか。

○議長（宮本 泰男君） 松井建設課長。

○建設課長（松井 豊茂君） この積立金の中から出す分と、それから、今後また発生する使用料の中からも出すことになっていくと思います。以上です。

○議長（宮本 泰男君） そのほかありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第76号、令和4年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第77号、令和4年度新温泉町水道事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第78号、令和4年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第79号、令和4年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いいたします。質疑ありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第80号

○議長（宮本 泰男君） 日程第20、議案第80号、令和4年度新温泉町一般会計補正予算（第6号）について、上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和4年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案申し上げます。

内容につきまして、担当課長が御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、令和4年度一般会計補正予算（第6号）について御説明いたします。

一般会計補正予算書を御覧ください。1枚めくっていただきまして、このたびの補正予算は、出産・子育て応援交付金の支給について、該当者への早期対応を行うため、総額で歳入歳出それぞれ636万3,000円の追加をお願いするものです。

それでは、事項別明細書、4ページの歳出を御覧ください。健康福祉課長から御説明いたします。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） それでは、事項別明細書の4ページでございます。歳

出でございます。4款1項2目予防費でございます。補正額636万3,000円の増額をお願いするものです。

内容は、国の出産・子育て応援交付金の事業の実施に伴う事務費と交付金の補正でございます。この出産・子育て応援交付金につきましては、妊娠期から出産・子育てまでの一貫した伴走型相談支援と10万円相当の経済的支援を行うものでございます。具体的には、伴走型相談支援につきましては、妊娠届け出時、妊娠8か月前後、出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間の3回の面談の機会を設けまして、出産、育児の見通しを立てるなど、身近で相談できる安心感を持っていただき、孤立感などの防止を図るというものでございます。

次に、経済的支援につきましては、支給のタイミングが2回ございまして、妊娠届け出時の面談実施後に、妊婦に対して妊婦1人当たり5万円相当の支給と、出生届出から乳児全戸家庭訪問までの間の面談実施後に出生した子供を養育する者に新生児1人当たり5万円相当の支給を行うものでございます。本町ではそれぞれ現金支給を予定しております。

予算の内容につきましては、10節需用費と11節役務費は面談や交付金の通知に係る事務費でございます。18節は経済的支援に係る出産・子育て応援交付金でございます。

歳出につきましては、以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） 中井総務課長。

○総務課長（中井 勇人君） それでは、3ページに戻っていただきまして、歳入を御覧ください。17款2項2目1節保健衛生費補助金530万2,000円は、妊娠出産子育て支援交付金で、国が3分の2、県が6分の1を負担するものです。

次に、20款2項1目1節財政調整基金繰入金106万1,000円は、歳入歳出一般財源収支の調整によるもので、補正後の財政調整基金残高は21億1,596万7,000円となります。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（宮本 泰男君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

質疑は、歳出、歳入、総括を一括で行います。質疑ありませんか。

14番、中井次郎君。

○議員（14番 中井 次郎君） それぞれの対象者の数を教えてください。

○議長（宮本 泰男君） 朝野健康福祉課長。

○健康福祉課長（朝野 繁君） 交付金の対象者の数ということで、妊娠届け出時の面談実施後に妊婦に対して行う1人当たり5万円相当の支給につきましては75人分を見込んでおります。また、出生届出から乳児全戸家庭訪問までの間の面談実施後に出生した子供を養育する者に新生児1人当たり5万円の支給を行うものにつきましては51人

を見込んでおります。以上でございます。

○議長（宮本 泰男君） そのほか質疑はありませんか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） では、質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 2 1 請願第 2 号

○議長（宮本 泰男君） 日程第 2 1、請願第 2 号、消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件の請願書を議題といたします。

請願に対する委員会の審査報告を求めます。

浜田民生教育常任委員長。

浜田委員長、登壇の上、お願いします。

○民生教育常任委員会委員長（浜田 直子君） 失礼します。

新温泉町議会議長、宮本泰男様。民生教育常任委員会委員長、浜田直子。請願審査報告書。本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定したので、新温泉町議会議規則第 9 3 条の規定により報告します。

審査事件。請願第 2 号、消費者被害を防止、救済するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求める意見書を政府等に提出することを求める件。令和 4 年 1 2 月 6 日、民生教育常任委員会に付託。請願者、兵庫県神戸市中央区橘通 1 丁目 4 番 3 号、兵庫県弁護士会会長、中上幹雄。

審査の結果。令和 4 年第 1 2 0 回新温泉町議会定例会 1 日目、1 2 月 6 日の本会議において本委員会に付託された事件である。その後、会期中における審査事件として、令和 4 年 1 2 月 1 4 日開催の委員会において審査を行った。

本請願は、幅広い世代の消費者被害を防止、救済し、消費者の安心安全な生活を確保するため、特定商取引法の抜本的な法改正を求めるものであり、当委員会は、本請願の趣旨を妥当と認め、全会一致で採択すべきものとした。以上です。

○議長（宮本 泰男君） 委員長の報告は終わりました。

審査報告に対する質疑がありましたらお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 委員長、御苦労さまでした。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

この請願に対する委員長の報告は、採択です。

この請願を委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、この請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 1 時 3 2 分休憩

午後 1 時 3 3 分再開

○議長（宮本 泰男君） 再開いたします。

追加日程第 1 意見書案第 2 号

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。ただいま意見書案第 2 号、特定商取引法平成 2 8 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書案が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第 2 号を日程に追加し、追加日程第 1 として日程の順序を変更し、直ちに議題にすることを決定いたしました。

追加日程第 1、意見書案第 2 号、特定商取引法平成 2 8 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本件に対する提出者の趣旨説明を求めます。

6 番、森田善幸君。

○議員（6 番 森田 善幸君） 別紙、特定商取引法平成 2 8 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書を新温泉町議会会議規則第 1 4 条第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。令和 4 年 1 2 月 1 9 日提出。新温泉町議長、宮本泰男様。提出者は私、森田善幸、賛成者は岡坂遼太議員、米田雅代議員であります。

では、意見書案を朗読いたします。

特定商取引法平成 2 8 年改正における 5 年後見直しに基づく同法の抜本的改正を求める意見書。特定商取引法（以下「特商法」という。）の 2 0 1 6 年（平成 2 8 年）改正の際、いわゆる 5 年後見直しが定められた。2 0 2 2 年（令和 4 年）1 2 月に同改正法の施行から 5 年の経過を迎える。令和 4 年版消費者白書によると、消費生活相談は 8 5 万 2, 0 0 0 件でここ 1 5 年ほど高止まりが続いており、特商法の対象分野の相談は全体

の54.7%に上る。そして、令和3年版消費者白書によれば、65歳以上の高齢者の相談では、特商法の対象取引分野のうち訪問販売の割合が13.0%、電話勧誘販売の割合が8.9%であり、65歳未満の割合の2倍を超えている。さらに、令和4年版消費者白書によると、認知症等高齢者においては、訪問販売・電話勧誘販売の相談が48.6%を占めている。超高齢社会が進む中、高齢者が悪質商法のターゲットにされないよう早急な対応が必要である。また、令和4年版消費者白書によると、インターネット通販に関する相談が世代全体の27.4%と最多となり、トラブルが増加しているが、事業者や勧誘者を特定できない事例も多い。マルチ取引は、20歳代において高い比率を占めていて、2022年（令和4年）4月の成年年齢の引下げにより、18歳から19歳を狙ったマルチ被害の増加が予想される。これらの被害に対処するために、国においては、下記事項について特定商取引法の改正を行うよう要望する。

1、訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。

2、SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規則・クーリング・オフ等を認めること、及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。

3、連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規則を導入すること及び規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和4年12月19日。衆議院議長様、参議院議長様、内閣総理大臣様、内閣府特命担当大臣（デジタル改革、消費者及び食品安全）様。兵庫県新温泉町議会議長、宮本泰男。

以上で説明を終わります。

○議長（宮本 泰男君） 提出者の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 森田議員、ありがとうございます。

質疑を終結し、討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定しました。

お諮りします。ただいま採択されました意見書第2号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は議長において処置することに決定しました。

日程第 2 2 議員派遣について

○議長（宮本 泰男君） 日程第 2 2 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣につきましては、お手元に配付しました 3 件に派遣することとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第 2 3 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（宮本 泰男君） 日程第 2 3、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり閉会中における所管事務調査の申出がなされておりますので、これを承認したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定しました。

○議長（宮本 泰男君） お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮本 泰男君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたします。

第 1 2 0 回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 1 2 月 6 日の開会以来、会期末となる本日まで、条例の改正、令和 4 年度一般会計補正予算など重要な案件について審議してまいりました。

審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論を得たものであり、その精励に対して深く敬意を表します。また、町長をはじめ執行部の皆様におかれましては、誠意を尽くした説明をいただきました。審議の過程での意見並びに提言を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されますよう強く望むものであります。

結びに、議員各位並びに町当局におかれましては、町政進展のため御努力を賜ります

よう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 12月定例会閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

このたび私ども提案いたしました全議案をお認めいただき、誠にありがとうございます。承った御意見、御提言を今後の行政運営に生かしてまいります。

いよいよ今年も残り僅かとなりました。議員の皆様には、今後とも御活躍をお祈りいたしますとともに、御健康にはくれぐれも御留意いただきますようお願いを申し上げます。お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（宮本 泰男君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

第120回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時47分閉会
